

230 私立法律学校特別監督条規廢止に付上申

〔明治二十年十一月十五日〕

総長 (渡辺洪基) ④

書記官 (永井久一郎) ④

(欄外注記1)

文官試験試補見習規則公布相成候ニ付而ハ其施行期日後ハ客年八月廿五日御省訓令私立法律学校特別監督条規ハ無効ニ帰シ候儀ニ付来廿一日右諸学校優等卒業生特別試験及第証書本学ニ於テ授与可致候間右相終り候ハ、該監督条規速ニ廢止相成候様致度此段上申候也

総長

文部大臣

追テ都合有之候間監督条規ハ来廿一日後可成速ニ御廢止相成度此段申添候也

閣令

帝国大学各分科大学教授ハ其職務ヲ罷ムルト雖モ終身教授ノ名称ヲ保ツコトヲ得

(欄外注記1)

〔十一月十五日送達済〕 (朱書) (総務局長宛親展ニテ出ス)

(欄外注記2)

〔渡辺洪基〕 ④

〔重要書類彙集〕 自明治十二年至明治廿四年、④M8